

# 令和6年度 第1回石狩市市民参加制度調査審議会 議事録

---

(日時)

令和6年10月11日(金) 18時00分 ~ 19時00分

(場所)

市役所本庁舎4階 403会議室

(出席者)

加藤光治委員、秋田谷順子委員、村田雅洋委員、今野くる美委員、高梨朝靖委員、砂子タケ子委員、阿部潤一委員、本間郁美委員、宇野博徳委員(出席9名、欠席0名)

(事務局)【広聴・市民生活課】

時崎宗男環境市民部長、富木則善課長、部田亮輔主査、有好一晟主事

(傍聴者)

0名

---

(事務局)【広聴・市民生活課 富木課長】

本日はお忙しいところご出席いただき誠にありがとうございます。定刻となりましたので、令和6年度 第1回石狩市市民参加制度調査審議会を開催いたします。

わたくし、事務局の石狩市環境市民部 広聴・市民生活課長の富木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。会長・副会長が決まるまでの間、私の方で進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本審議会につきましては令和6年3月末、任期満了に伴う委員の改正によりまして、今年度は第12次として9名の方が決定されているところでございます。委員構成につきましては学識経験者1名、団体からの推薦者2名、公募による委員5名、行政職員1名となっております。

なお、委嘱状につきましては、先日審議会資料とともに予め皆様に交付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。委嘱期間は令和8年3月31日までの2年間となります。それでは審議会の開会に先立ちまして、石狩市長 加藤龍幸よりご挨拶申し上げます。

(加藤市長)

皆さんお晩でございます。18時からという開催時間にもかかわらずご出席いただきましたこと、誠にありがとうございます。

また、皆様方には日頃より本当に本市の行政に対してさまざまなご理解、ご尽力いただいていることを厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

先ほど事務局からお話がありましたが、委嘱状お送りさせていただきましたが、皆様方におかれましては、委員を引き受けていただいたことにつきまして感謝を申し上げます。ありがとうございます。

ご案内のように本市では、重要な政策決定の案件を決定するために市民の声を聞くための手続きを定めた、いわゆる「市民の声を活かす条例」を平成13年に制定し、平成14年から施行して、もう22年を経ているものであります。

この市民参加手続の条例というのは、前「田岡市長」が全国に先駆けて施行したものであり、この間多くの自治体から注目を浴びた条例でもありますが、その市の政策に対していわゆるそのパブリックコメントだとか審議会だとかさまざまな手法によって市民の参加の手続きがなされておりまして、さまざまな事案については市民の皆様と私共が協力をして皆様方市民の生活向上を図ってきたところであります。

この審議会はこの条例に基づいて設置されたものであり、この間、第11次にわたる審議会の中で市民参加制度の仕組みをより効果的なものにするためのアイデア等を様々な観点から具体的なご提言をいただいたところでもあります。

多くの市民参加手続が行われる中で市民と市役所がともに行政活動に対する市民参加の意識というものが着実に根付いてきたのではないかなというふうに思っておりますが、皆様方の第12次の委員の皆様方に対しては、チェックしていただくことはもとより、どうしたらもっとその市民が参加しやすいのか。というような提案やアイデアをいただいて、より良いものにしていければと思っております。

皆様方の活発なるご議論をお願いするとともに、どうか2年間よろしく願いいたします。本日はありがとうございます。

(事務局)【広聴・市民生活課 富木課長】

続きまして、わたくしの方から委員の皆様をご紹介させていただきます。

#### (委員紹介)

(事務局)【広聴・市民生活課 富木課長】

以上9名の皆様で本年度と来年度の2年間ご審議いただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。続きまして事務局の紹介をさせていただきます。

#### (事務局紹介)

(事務局)【広聴・市民生活課 富木課長】

それでは次第の2「会長と副会長の選出」でございますが、条例第31条第2項の規定では「会長及び副会長はしい職員以外の議員から互選により選出すること」となっておりますが、立候補または推薦あるいは選任方法についてのご意見があればお願いいたします。

(砂子委員)

一任でお願いします。

(事務局)【広聴・市民生活課 富木課長】

ただいま事務局一任のご意見がありましたけれども、事務局から提案させて頂きたいと存じますがよろしいでしょうか。

(委員各位)

異議なし。

(事務局)【広聴・市民生活課 富木課長】

事務局案としましては、会長に学識経験者であります、加藤委員。副会長に秋田谷委員にお願いしたいと思います。皆様いかがでしょうか。

(委員各位)

異議なし。

(事務局)【広聴・市民生活課 富木課長】

ありがとうございます。ご意義がないようですので、会長には加藤委員。副会長は秋田谷委員に決定したいと思います。加藤委員、秋田谷委員、どうぞよろしくお願いいたします。

それではお手数ですが、会長と副会長あの前の席の方へ移動をお願いいたします。

それでは加藤会長より就任にあたりましてご挨拶をお願いいたします。

(加藤会長)

会長を仰せつかりました加藤と副会長の秋田谷さんです。どうぞよろしくお願いいたします。先程、加藤市長の方から市民参加制度の話が色々ありましたが、確か石狩市は「市民協働のまちづくり」という大きな看板と言いますか、柱を立てておりますので各委員、私も含めて市民レベルでこの制度運用が適切かどうかいろいろ議論して参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)【広聴・市民生活課 富木課長】

ありがとうございました。続きまして次第3「諮問」となります。

加藤市長より加藤会長に諮問書をお渡しいたします。

(加藤市長から加藤会長へ諮問書を手交)

(事務局)【広聴・市民生活課 富木課長】

加藤市長におかれましてはここで退席とさせていただきます。  
これよりの進行は加藤会長にお任せしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(加藤会長)

議事進行は会長が行うことになっておりますので、これから皆さんのご協力のもと、進行を円滑に進めて参りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

なお、確認事項ですが、議事録を作成するために録音しております。  
また、発言の際は、挙手の上、私が指名してからご発言をお願いしたいと思います。  
それではさっそく、次第に基づきまして進めて参ります。  
まず、事務局より委員のみなさんに確認事項があるようなので、ご説明お願いいたします。

(事務局)【広聴・市民生活課 部田主査】

まず委員の皆様にお配りしております資料を確認させていただきます。  
令和6年度 第1回石狩市市民参加制度調査審議会と書かれた冊子を郵送にて配布しておりますが、次第、名簿、諮問書、協議事項、議題、資料1から8まで、それから「こどもの権利条例に関するパブリックコメントの原案(一般用)と(やさしい版)」というものをお配りしております。  
お持ちでない方いらっしゃいましたらお申し出ください。私からは以上です。

(加藤会長)

それでは、次第の4「協議事項の1」第12次審議会の運営ルールについて事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)【広聴・市民生活課 部田主査】

次第の4「協議事項の1」についてご説明いたします。資料の3ページをご覧ください。

市では、市民参加手続きを適正に実施するため市民参加マニュアルを作成して運用しているところですが、審議会開催後の事務についての規定があります。

その中で議事録作成については議事録の作成方法をあらかじめ審議会のルールとして定めることとしています。

第11次までのルールでは、

「議事録は情報の保護に差し支えないものは基本的に全文を記載する」

「議事録の内容は出席委員全員で確認する」。

「出席委員の確認終了後に会長が署名して議事録を確定する」ということをルールとしていました。また、審議内容の向上を図るため、委員の同意により審議会を傍聴した方が、意見や感想などを文書で提出できることを認めております。

第12次の審議会において、これら4つのルールについて継続してよいかまたは変更すべき点があるかご検討をお願いします。私からは以上です。

(加藤会長)

ただ今事務局から確認事項が4点ほどありましたが、何かご意見またご発言等、お聞きしたいことなどはありませんか。

特になければお諮りいたしますけども、運営ルールについてはこれまでと同様に、

- 1点目が議事録について全文を記録する。
  - 2点目が議事録の内容は出席委員全員で確認する。
  - 3点目が確認終了後は会長の署名により議事録を確定する。
  - 4点目は傍聴者の方からの書面による感想や意見の提出を求める。
- 以上、4点を第12次の審議会のルールとすることよろしいでしょうか？

(委員各位)

異議なし。

(加藤会長)

ありがとうございます。

それでは、引き続き「協議事項の2」に第12次審議会の審議内容について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)【広聴・市民生活課 部田主査】

協議事項の2についてご説明いたします。

資料は同じく3ページの中段になります。

①審議項目については、先ほど提出した諮問書のとおり市民参加手続の実施運用状況の評価等についてご審議をいただきたいと存じます。

②スケジュールについては、令和6年度 1回、令和7年度 1回 の計2回の審議会を予定しています。

本日はこの後、令和5年度の市民参加手続の実施状況をご報告致しますので、それに対する評価をしていただきます。

来年度の審議会については令和6年度の市民参加手続の実施運用状況についての評価等を

ご審議いただき、第12次審議会としての答申をまとめていただくこととなります。

答申については資料の15から16ページに、昨年度の答申書を掲載しておりますので、参考にいただければと思います。私からは以上です。

(加藤会長)

ただ今事務局から説明があったように、市民参加制度が適切に運用されているか、また、何か改善すべき事項があるかどうかなどの議論を最終的にはこの審議会の中で意見をまとめて令和7年度に答申するということとなります。この件について何かご意見、ご発言等ありますか。

(委員各位)特になし

(加藤会長)

それでは、次の次第の5「議題」令和5年度 市民参加手続の実施運用状況の評価等について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)【広聴・市民生活課 部田主査】

資料の5ページをご覧ください。

資料1 令和5年度 市民参加手続の実施状況についてご説明いたします。

① 市民参加手続の手法ごとの実施状況の表をご覧ください。

こちらの表は市民参加手続きを手法ごとに件数と参加人数をまとめたものです。

上から「審議会」とは、市の依頼を受け市政に関する事項の審査や検討などを行う合議制の組織のことです。

次に「パブリックコメント」とは、市民参加手続の対象となっている案件、例えば条例の制定や改正を行う場合等に市が原案や資料を公表し、それに対する市民からの意見を広く募集するものです。

次に「縦覧・意見書提出」とは、都市計画法や地方税法などに基づいて行われるもので都市計画の案や土地・家屋の評価額などを見ることが出来るものです。

次に「ワークショップや市民会議」は、テーマに対して自由な議論を行う場で、早い時期から検討を行う場合に行われる手法です。

「その他意見交換会」や「アンケート」による手法を行う案件もございます。

こちらの表では、令和4年度と5年度の開催件数と参加人数について掲載しており、合計件数は令和4年度で25件の開催で752人参加。令和5年度は47件の開催で1538人が参加され、前年に比べ開催件数が22件参加人数が786人増加となりました。

次に6ページの②各課が行った市民参加手続のテーマ及び手法等をご覧ください。

こちらは①の手続きについて課ごとに詳細をまとめたもので各テーマに対して行われた手続きの手法を記載しております。

「終了月日」は、審議会の場合は答申日  
「パブリックコメント」の場合は、意見募集の期限日となっております  
「参加人数」は、審議会の場合は出席した委員数  
「パブリックコメントや縦覧」の場合は、意見の提出者数  
「アンケート」の場合は、回答者数  
「意見交換会」の場合は、参加者数となっております。

中には一つのテーマで複数の手法を用いる場合もあり、案件によって各課で相応しい方法を検討して実施しています。令和5年度は23の担当課において47件の市民参加手続きを実施しております。

資料1の説明は以上です。

(加藤会長)

ただいま、事務局から資料の1 ページ数5～6、7と説明がありましたが、何かご意見、ご発言、ご質問等ありませんか。

もし、今なければ、あとでまとめて質問する場面もありますので、次に進めたいと思います。

それでは続きまして、事務局からお願いいたします。

(事務局)【広聴・市民生活課 部田主査】

続きまして8ページの資料2 令和5年度の審議会等の開催状況についてご説明いたします。  
こちらは令和5年度に開催されたすべての審議会の開催状況をまとめたものです。

No.1の「情報公開・個人情報保護審査会」を例に表の見方をご説明いたします。

こちらの審議会は、昨年度は1回開催しており、市役所本庁舎において審議会を行いました。

「公開欄」の丸印は、傍聴の可否を示しています。

「諮問案件」の審議欄に丸がついている審議は諮問や答申が行われた案件となります。

「出席委員数」は5名。

「傍聴者」は1名でした。

「議事録確定日」は4月24日となっており、会議開催から議事録確定までの期間は6日間。作成方法は全文筆記となっております。

これ以降12ページまで令和5年度に開催されたすべての審議会の開催状況をまとめており、24の担当課で197回開催されたことが分かります。

資料2の説明は以上です。

(加藤会長)

ただいま資料2の8ページから12ページについてご説明がありましたけれども、ご意見かご発言、いかがでしょうか？ちょっとボリュームがありますけども…よろしいですか？

では、引き続き事務局の説明をお願いいたします

(事務局)【広聴・市民生活課 部田主査】

次に、13ページの資料3 令和5年度のパブリックコメント手続の実施状況をご覧ください。

市民の声を活かす条例第17条によりパブリックコメント手続における意見の募集期間は、市民が十分に検討するための時間を確保できるよう1ヶ月以上とすることになっております。もし、募集期間が1ヶ月未満となる場合は、その理由を公表することにしていきます。

令和5年度に実施された18件のうち17件は1か月間の期間を設けております。

No.2の「石狩市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の改正について」は、募集期間が1ヶ月未満となっておりますが、その理由については、当条例の改正が「札幌圏都市計画緑苑台ニュータウン地区 地区計画の変更」と合わせて行わなければならなかったため、意見募集期間が1ヶ月未満に設定されたものとなっております。

表の左から、市民参加手続のテーマ、担当課、意見募集期間を掲載しております。

意見の提出状況については、

「人数」が意見を提出した人数で、「件数」は提出された意見を内容ごとにまとめた数となります。令和5年度は表のとおり、18件のパブコメを実施し242人から284件の意見提出がありました。「意見の反映状況」は提出された意見について、パブコメの趣旨や内容、計画との整合性や適法性を総合的に判断して検討結果を作成し、5つの項目に分類しています。

「採用」は意見に基づき原案を修正するもの

「採用の欄にある一部採用」は意見に基づき原案を一部修正するもの

「不採用」は意見を原案に反映しないもの

「記載済み」はすでに原案に盛り込まれているもの

「参考」は原案に盛り込めないが、今後の参考とするもの

「その他」は質問・意見として参考にするものです。

これらの検討結果は「広報いしかり」と「あいボード」で件数を掲示しているほか、市役所1階の「情報公開コーナー」と「ホームページ」にも、件数と結果内容を公開しています。次に14ページをご覧ください。

こちらは、過去の意見の検討結果をまとめたもので、パブコメ・縦覧について平成27年度から令和5年度までの9年間を表示しています。

資料3の説明は以上です。



(加藤会長)

ただ今事務局の方から資料3の13～14ページについて説明がありましたけれども、何かご意見ご質問はありませんか。

それでは、資料1から3を通して、令和5年度の市民参加手続きの実施運用状況について、全体で何かご意見等ありませんか。

今野委員、どうぞ

(今野委員)

市民参加手続きの実施状況の中の、社会教育課の「学び交流センターを公民館とすることについて」というのがあったので、ちょっと思い出したのですが、私、学び交流センターはよく使いまして、イベント等開催することがよくあるのですが、新しくイベントにいらっしゃる方が、公民館と学び交流センターが別だと思っている方がまだたくさんいらっしゃるようで、よく場所がわからなかったっていう方が、私の身の周りのコミュニティの中でも何處かお聞きしているのも、もしかしたらまだ認知度が足りないのかもしれないな。というふうになんか思い出したので、お伝えしようと思いました。

(加藤会長)

事務局、回答をお願いします。

(事務局)【環境市民部 時崎部長】

ご意見ありがとうございます。

現在、あの学び交流センターの法的位置づけが、公民館になっているという形なんですけれども、皆さんの受け止めとして、別物だという方が未だにいらっしゃるということで、皆様のご意見を公民館の担当の方にお伝えさせていただきまして、市民が誤解するようなことを少なくする工夫を何か考えるようなご意見があったと申し伝えさせていただきたいと思います。

(今野委員)

よろしくをお願いします。

(砂子委員)

それにちなんでいいですか。

(加藤会長)

砂子委員、どうぞ。

(砂子委員)

花川北1条2丁目の信号のところ、学びの交流センターとかいっぱい書いた案内板があるんですけど、あの辺にはあそこしかないっていうことですか。

出ていますよね信号のところに。

矢印と案内わかるようにね。1箇所じゃなくて。

あそこにしかあの辺は看板はないのかしらと思ってお聞きしたのですが、セイコーマートの向かいにありましたか。信号で止まるとわかるけど、紅葉山小学校自体、わからない人がいるので、公民館が元の紅葉山小学校の中にあると言っても、その紅葉山小学校っていうのも過去の建物になっちゃっているから。

(加藤会長)

確かに、南から来ると3丁目に突き当たって今は若葉通りとか、看板はありますよね。

(砂子委員)

信号で止まればはっきりわかるのですがね。

セイコーマートのところにあるとわかりやすいかもね

(加藤会長)

確かにわかりづらいかもしれないですね。

(事務局)【環境市民部 時崎部長】

今のこういうご意見も合わせて、担当課にお伝えさせていただきます。

(砂子委員)

よろしくお願いします。

(加藤会長)

ありがとうございます。そのようによろしくお願いします。

その他、ありますか。

(砂子委員)

良かったこと言っていていいでしょうか。

(加藤会長)

砂子委員、どうぞ。

(砂子委員)

あいボードが、あちこちにてきていて非常に助かるなと思います。

今はスマホの時代ですけれど、無い方もいらっしゃるから、郵便局なんかにあって、あいボードが見やすいところにあって、ちょっと店舗名は言えないけど、大型スーパーとかだと割と身近にあったりして、助かります。あちこちであるので、見やすくなったと思います。

(事務局)【広聴・市民生活課 部田主査】

ありがとうございます。

(加藤会長)

あと何かご意見全体を通して無いでしょうか？

(砂子委員)

質問でもいいのでしょうか？

(加藤会長)

どうぞ。

(砂子委員)

3ページの、傍聴者のことなのですが、昔は意見は言えなかったのですが、こういうふうになったんだというのを見まして、提出期限とか設けているのですか書面の場合。

(事務局)【広聴・市民生活課 部田主査】

傍聴者席に、アンケート用紙を置いてありまして、傍聴者がいらっしゃれば、その場で書き込んでいただけることもできますし、日を改めて提出していただくということもできるようにしています。

特に提出の期限をいつまでっていうのは定めてはいないのですが、議事録の確定ですとか、あと審議会の結果報告とか、いろいろあるので、なるべく早目にいただくようにはお願いすることになります。

(加藤会長)

あとは何かありませんか。

もしなければ、私から1点よろしいでしょうか。

会長が聞くのは大変恐縮なのですが、8・9・10ページの、審議会等の開催状況の中で、特にですね「非公開」のもの、例えば「表彰審査委員会」ですとか「介護認定審査会」だとか非公開だと思うんですが、8ページのNo.15～16の「いしかり生きものかけはしプラン有識者意見交換会」が非公開になっているのですけれども、非公開の理由とか、もし詳しいことがわかれば教えていただきたいと思います。

(事務局)【広聴・市民生活課 部田主査】

それについては、この審議会の中では、動物の生息地ですとか営巣地についての場所がどこだとか、そういう話が出てくるのですけれども、いわば動物の住所といいますか、個人情報というか、そういう性質のものでありまして、それが公開となり、ばれてしまうとバードウォッチャーとか動物の写真を撮りに来る方々ですとかいろんな方々がその場所に行ってしまうことで、たくさん人が出入りしてしまうとその動物たちの住処が荒れてしまって、そこから動物たちが離れてしまったりですとか、

うまく生活ができなくなってしまうという心配があることから非公開としているということです。

(加藤会長)

ありがとうございます。それともう一点些細なことで大変申し訳ございません。

13ページですが、パブリックコメントのページですが、大変字が小さくて、年齢的に見えづらくなってきていますので、できたらこういうのをちょっと大き目の字でお願いしたいと思っております。

(本間委員)

1点よろしいでしょうか。

(加藤会長)

どうぞ。

(本間委員)

8ページなのですが、21番の未提出が1件ありますが、これはどういう理由で未提出なのでしょうか。

(事務局)【広聴・市民生活課 部田主査】

先ほど、この審議会の説明でもお伝えしましたが、議事録を確定するためには各委員さんに目を通してもらって、各委員さんからオッケー出してもらった後に、会長にサインをいただいて議事録確定と言うことになるんですけども、担当課に確認したところ、その作業がまだ完了していないということでした。だいぶ時間は経っているのですが、そういう事情があるということでした。

(加藤会長)

基本的に、こういうのはいつまで提出せよと、どこかの部署から催促などはしないのでしょうか。

(事務局)【広聴・市民生活課 部田主査】

催促は入れているはずですが、1か月以内に提出していただき議事録を確定させるというルールがありますが、先ほどの事情で確定できないというケースが出てきてしまったということになります。

(本間委員)

議事録自体にそんなに必要性が少ないということでしょうか。1か月以上経過していますが。

(事務局)【広聴・市民生活課 部田主査】

そうあってはならないと思います。各担当課の方で委員に促してはいるんですけども、なかなかアクションが来ないとかですね。

私がやり取りして聞いた話なのですが、リアクションをいただけないというようなことはあるそうで、ただやっぱり1回、2回ではなくて、何回も何回もお願いしますっていうことは言っていると聞いて

ています。

(砂子委員)

珍しいパターンかもしれませんね。

(加藤会長)

全体を通してなにかありませんか。

(阿部委員)

会長、よろしいでしょうか。

(加藤会長)

はい、どうぞ。

(阿部委員)

2点ほどなのですが、対前年度、令和4年度との比較をした表として、資料1とありますが、パブリックコメントで対前年度の参加人数が上昇しているのが234人というケースがありますが、資料によると浜益の国保診療所の診療方針についてかと思いますが、ちょっと勉強不足で、どういう内容だったのか把握しておりませんので、もし分かれば概要をちょっとご説明いただきたいと思っています。

それともう一点は、この条例上、第5条で「緊急その他やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、市民参加手続きを行うことを要しない。この場合において、市の機関は、その理由がやんだ後速やかに、次の事項を公表するものとする」と条項があるんですが、これに該当するような案件は無かったということでしょうか。

(加藤会長)

事務局、よろしいでしょうか。

(事務局)【広聴・市民生活課 富木課長】

1つ目の質問の、診療所につきましては、浜益の国保診療所の診療時間、診療体制に関してだったり、入院病棟を無くすですとか、土日祝日の対応が出来なくなるという方針のパブリックコメントを実施して、これだけの意見が寄せられています。

それと2つ目の質問の、条例第5条の2項については、全く該当するものではありませんでした。

(加藤会長)

よろしいでしょうか。

もしなければ令和5年度の市民参加手続きの実施状況の評価については、どのように評価をするか。適正に運用されていたというか、もしくは1点失念しているのがあったので、その概ね実施され

ているというのか、その辺のご意見もあればお願いします。

(砂子委員)

よくやられていると思います。

(高梨委員)

非常によくやられていると思います。

(加藤会長)

そうしましたら適正に実施されていたということで評価するということでよろしいですか？

(委員各位)

異議なし。

(加藤会長)

ありがとうございます。それでは令和5年度の市民参加手続きの実施運用状況については実施されているということで評価致します。

事務局より情報提供があると聞いておりますので、よろしくをお願いします。

(事務局)【広聴・市民生活課 部田主査】

今年度新たに委員になられた方がいらっしゃいますので、市民掲示板であるあいボードについて、ご説明させていただきます。

資料の32ページをご覧ください。あいボードとは、市民参加手続きや市のイベントなどを市民にお知らせする掲示板のことで市内の公共施設や郵便局、お店など市内33カ所に設置しております。銀行や郵便局、スーパーなどいろいろなところでご覧になった方はいらっしゃるかと思います。次に33ページにありますのが、そのあいボードの写真となっております、左側の写真が従来からのあいボードとなっております。紙を貼り付けているタイプですね。

右側の写真がデジタルサイネージというもので令和元年度より市役所本庁舎の正面玄関入って右側になります。そこと花川北コミュニティセンターと花川南コミュニティセンターの正面玄関入ったところの3カ所にデジタルサイネージを導入しております、タッチパネルとなっております記事を選択したり拡大して見ることができます。

次に、当日配布の資料の中の34ページで、上から「メール配信サービス」それから「石狩市公式ライン」それから「パブコメオンライン提出」のQRコードをご紹介します。

メール配信サービスは毎月1日に、市民参加情報ですとか、イベント情報をメールによって配信しております。公式ラインにつきましては、いろんな部署から定期的にメッセージが送られているかと

と思いますが、ゴミ収集に関するものであったり、災害情報であったり、熊が出ましたですとかそういった情報であったり、そういったものを配信しております。

一番下のパブコメのオンライン提出というものについては、今までは紙で原案と意見を記入する用紙をあいボードに設置していたり、担当部署のほうで配布したりということになっていたのですが、オンラインで原案を確認したりですとか、意見を入力して提出するとかそういった形で、紙を使わずに、いつでもどこでもできますというものになっております。

これらを積極的にもっと周知をして、市民の皆様を活用していただけるようにしてまいりたいと思っていますところでございます。

それからその資料の裏になりますが、35ページの協働事業提案制度というもののなのですけれどもこれは毎年8月1日から9月末までの2ヶ月間なんですけれども、市民の皆様や市民団体向けに、広報いしかり、あいボード、公式ライン、メール配信で、パブリックコメントのお知らせ等とともにこの制度のお知らせをしているところございまして、皆様にご紹介をさせていただきました。

最後に、パブコメの原案「こどもの権利条例」の原案、これは今年8月に実施されたパブコメなのですけれども、そちらの方をお配りしております。「一般向けの原案」と「子供向けのやさしい版」という原案の資料をお配りしております。来年度、令和7年4月1日より「こどもの権利条例」が施行予定となっておりますが、この条例の中では、「生きる権利」「育つ権利」「参加する権利」「守られる権利」の4つが定められておりまして、参加する権利という部分にパブリックコメントが関わってくると考えております。

現行のパブリックコメントでも、老若男女問わず意見を広く募集するものではあるものの、子どもにとっては難しい市民参加手続きとなっていることから、募集時の原案を子供向けの資料を作成するですとか、子供達が参加しやすいように工夫をして行くということになってきます。子供向けの資料についてはパブリックコメントの募集内容によって担当課の方で判断してもらうことにはなるのですが、子供達からの意見を聞きたい案件などについては「やさしい版」という子供向けの資料も付いてくることになろうかと思っておりますので、今後皆様にはそういう観点からも市民参加手続の評価をしていただきますようお願い申し上げます。私からは以上です。

(加藤会長)

ただいまの事務局からの情報提供について何かありませんか。  
本間委員、どうぞ。

(本間委員)

やさしい版が子供向けだということで、こういうのは学校とかに周知はされるのですか？

(事務局)【広聴・市民生活課 部田主査】

お配りしているものは「こどもの権利条例に関するパブコメ」の資料なのですが、子ども政策課が

担当なのですが、学校の方にも配ってですね、いろいろな学校の子供たちから意見の提出が来ており、1000数百件意見が来ているということですので、しっかりと学校にも配布をして、子どもたちが考えるっていうことを学校側で実践して下さっているのかなと思っておりまして、来年度以降もそのように取り組んでいくように私たちがパブリックコメントのやり方というものに、小学校に配布するとかやさしいバージョンを作るとか、そういったことを盛り込んで、市役所全体で共有して行きたいと考えております。

(加藤会長)  
砂子委員。

(砂子委員)  
ちょっと思い出したのですが、多分この審議会で、あいボードの上側にしかあいボードの名称が書いてないという話が出たと思うのですが、両方にあった方が見やすいつて意見が出て、それから上下にあいボードの名称が入るようになったと思ひまして、ちょっと思い出しました。

(加藤会長)  
今野委員。

(今野委員)  
こちらの協働事業提案制度を募集しますとありますが、例えばどんなものを指すのでしょうか。

(事務局)【広聴・市民生活課 部田主査】  
直近ですと、令和2年度に提案がありました、石狩レッドフェニックスという野球チームが、令和3年度からチーム発足ということで、そこから小中学生に向けての野球教室を実施したいと提案がありました。その野球教室で選手達からの指導や野球に携わってくれる子供たちを増やしたいですとか、そういった思いがあったようです。それ以降3年間提案が出てきてない状態になっています。

(今野委員)  
これは個人からでも団体からでも募集しますよというのですか。

(事務局)【広聴・市民生活課 部田主査】  
そうです。提案をいただいた内容について、いろいろヒアリングをさせていただいた後に、市役所内部で関わる担当部署と協議をして、実際に事業としてやっていけるかどうかを審査をさせていただきまして、できそうとなれば、市が連携してやれることは何なのかとかそういったことを考えていくような制度になっています。

(加藤会長)  
あと情報提供について何かご意見ありますか。



(事務局)【広聴・市民生活課 部田主査】

すみません、補足です。

先ほどの協働事業提案制度なのですが、今年度は2件提案をいただいています、現在審査中という状態になっています。以上です。

(加藤会長)

差し支えなければ、どのような提案なのかだけでも教えていただきたいです。

(事務局)【広聴・市民生活課 部田主査】

まず「いしかりふれあい食堂事業」というものと「まちフェス石狩」という、ひとまちつなぎ石狩さんが、毎年北コミの方で開催してくださっているイベントがあるのですけれども、それに対して市として、こういうことを手伝ってくださいといった提案をいただいておりますので、それに関しては先日ヒアリングもさせていただき、これから審査を進めていって結論を出させていただくという段階でございます。

(加藤会長)

わかりました。ありがとうございます。

その他特になければ、次第がその他ということなのですが、最後に何かありましたらお聞きしたいと思います。

秋田谷副会長、どうぞ。

(秋田谷副会長)

先ほどの件、今野さんがお話した件、公民館の看板、セイコーマートのところに立て看板ありました。グーグルマップで見付けました。ちゃんと公民館は向こうですよ。みたいな感じはありましたが、文字が小さいからわかりづらいのかなってということもありますし、やっぱり思い込みっていうのも強いのかなっていうのがあります。

私、北コミの中の情報センターの運営しているのですが、ここ図書館じゃなかったって何年経っても来る方がいらっしゃるのですよね。染みついた感覚を払拭するのは、なかなか難しいのかなと思うので、地道な何かをしなきゃいけないなどは思います。

(砂子委員)

奥まっててわかりづらいよね。そばまで行ってもわかりづらい。

(秋田谷副会長)

花川北が特にわかりづらい。曲がるとこ間違えると辿り着けない。

(今野委員)

ナビも公民館じゃなくて、隣接している紅葉山公園や公園の裏側を案内されるみたいでぐるぐる案

内されるということも聞いたことがあります。

(砂子委員)

玄関もわかりづらいよね。奥まっているし。

(秋田谷副会長)

石狩市に広報を頑張ってもらうしかないかもしれませんね。

(事務局)【広聴・市民生活課 部田主査】

皆様の声は担当課の方にしっかりと申し伝えさせていただきます。

(加藤会長)

その他無ければ、第1回目の審議会をこれで終了したいと思いますですがよろしいですか。

それでは本日は大変ありがとうございました。これで終了いたします。

最後に1点だけ、令和6年度の事業報告には未提出がないように、会長コメントとして残しておきます。よろしくお願ひします。

(事務局)【広聴・市民生活課 部田主査】

承知いたしました。

それでは最後、連絡事項2点させていただきますと思います。

まず1点目、本日の議事録についてなんですが、私たちのほうで作成したのち、メールもしくは郵送でお送りいたしますので、委員の皆様には内容の確認のほうお願いいたします。皆様の確認が終わり次第、会長に署名をいただきまして、今回の審議会議事録確定とさせていただきます。

それから2点目、次回の審議会の開催なのですが、来年の10月頃の予定となっております。審議会の性質としてやっぱり1年間かけての市民参加手続きを見ていただくということになっていますので、年に1回とはなってしまいますが、その予定でございます。

また日にち近くなりましたら、今年度と同様に連絡をさせていただいて、日程調整など進めていきたいと思ひますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

(加藤会長)

以上で終了します。本日はどうもありがとうございました。

令和6年 11 月 | 日 議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会  
会長 加藤 光 治